

案

第 号

使用者 住所

氏名

令和 年 月 日付け申請のあった大島空港内設備の使用については、東京都営空港条例（昭和37年 3 月31日条例第53号）第11条の 2 の規定に基づき、下記のとおり許可する。

令和 年 月 日

東京都知事 小池 百合子

記

（建物の表示）

第 1 使用を許可する設備（以下「設備」という）は、次のとおりとする。

名 称	東京都大島空港格納庫
所 在 地	東京都大島町元町字北の山270番
種 類	設備
数 量	m ²
使 用 部 分	別添図面のとおり

（使用期間）

第 2 使用期間は、令和 7 年 4 月 1 日から令和 8 年 3 月31日までとする。

（使用料、延滞金及び使用料の不還付）

第 3 使用料は、金 円（消費税及び地方消費税を含む。）（東京都営空港条例第 1 2 条別表第 2 に定める建物使用料：1 月 1 平方メートル当たり 円）とし、東京都（以下「都」という。）の発行する納入通知書により、その指定する納付期限までに、指定する場所において納付しなければならない。

2 使用料を納付期限までに納付せず、かつ、期限を指定した督促を受けたときはその納付期限の翌日から納付の日までの日数に応じ、当該使用料の金額（100円未満の端数があるときは、その端数額を切り捨てる。）につき年14.6パーセント（督促状に指定する期間までの日数については、年7.3パーセント（各年の前年の11月30日を経過する時における日本銀行法（平成 9 年法律第89号）第15条第 1 項第 1 号の規定により定められる商業手形の基準割引率に年 4 パーセントの割合を加算した割合（以下「特例基準割合」という。）が、年7.3パーセントの割合に満たない場合は、その年中においては、当該特例基準割合（当該割合の0.1パーセント未満の端数があるときは、これを切り捨てる。））の割合で計算した遅延金を支払わなければならない。この場合において、年当たりの割合は、閏年の日を含む期間についても、3 65日の割合とする。

- 3 既納の使用料は、還付しない。ただし、使用者の責に帰さない事由により使用することができないときは、この限りではない。

(使用の目的)

- 第4 使用者は、設備を次に指定する目的により使用しなければならない。

使用目的：「大島空港格納庫内航空機整備事業に関する協定書」で定める航空機の整備、航空機のけん引、自主事業

- 2 使用者は、設備の使用については、すべて東京都知事（以下「知事」という）の指示に従わなければならない。
- 3 使用者は、知事の指示に従い、使用設備の範囲、面積及び期間等を明確に表示しなければならない。

(使用上の制限)

- 第5 使用者は、設備について、形状の改変をしてはならない。ただし、あらかじめ書面による承認を受けたときは、この限りではない。
- 2 使用者は、設備を他の者に転貸し、又は使用の権利を譲渡してはならない。

(経費の負担)

- 第6 使用者は、使用に伴う光熱水費、清掃費及び消耗品費を負担しなければならない。

(使用許可の取消又は変更)

- 第7 次の各号の一に該当するときは、使用許可の全部若しくは一部を取り消し又は変更することがある。
- (1) 設備を、公用又は公共用に供するために必要とするとき。
 - (2) 第3の規定に違反したとき。
 - (3) 第4の規定に違反したとき。
 - (4) 第5の規定に違反したとき。
 - (5) 第6の規定に違反したとき。
 - (6) 第9の規定に違反したとき。
 - (7) 第12の規定により、損害を与えたとき。
 - (8) 第13の規定に違反したとき。
 - (9) 第14の規定に違反したとき。
 - (10) 「大島空港格納庫内航空機整備事業に関する協定書」第16条に基づき、同協定書が解除されたとき。
- 2 前項の規定による処分により、使用者に損害が生じても都は補償しない。

(原状回復)

- 第8 使用者は、使用期間が満了したとき、又は第7により使用許可を取り消されたときは、直ちに使用者の負担により設備を原状に回復して返還しなければならない。また、この場合、使用者は一切の補償を請求することができない。

(損害賠償)

第9 使用者は、その責に帰する理由により設備の全部若しくは一部を滅失し、又はき損（汚損を含む。）したときは、その損害を賠償しなければならない。

2 前項に定める場合のほか、使用者は、この許可書に定める義務を履行しないため都に損害を与えたときは、その損害を賠償しなければならない。

3 使用に当たり他者に生じた損害について、都は一切の責任を負わないものとする。

4 使用者は、施設損害賠償責任保険への加入等、利用者が被った損害への対応に備えた措置を講じなければならない。

(有益費等の請求権の放棄)

第10 使用者は、設備について支出した有益費、必要費その他の費用を請求することはできない。

(実地検査等)

第11 都において必要があるときは、設備の利用について随時実地に検査し、資料の提出又は報告を求め、その他その維持使用に関し指示することができる。

(工事条件)

第12 使用者は、この許可期間中、工事を実施する場合は、次の事項を遵守しなければならない。

(1) 施工方法、工事工程等については、事前に東京都大島支庁港湾課職員（以下「都職員」という）及び関係機関と打合せを行い、空港の管理運営の支障とならないよう十分配慮すること。

(2) 工事着手の際には、工事着手届及び工事工程表を知事に提出し、都職員の監督を受けること。

(3) 工事中は、工事箇所に工事の表示を行い、安全管理に万全を期すること。

(4) 工事完了後（原状回復を含む）は、都職員の指示に従い、工事完了届を知事に提出し、都職員の検査を受けること。

(条例等の遵守)

第13 使用者は、航空法（昭和27年法律第231号）及び同施行規則（昭和27年運輸省令第56号）、東京都営空港条例及び同施行規則（昭和37年4月28日規則第76号）並びにその関係法令等を守らなければならない。

(その他の使用上の条件等)

第14 都が整備件数等の報告を求める場合、使用者はこれに応じなければならない。

2 使用者は、整備事業の実施に加えて、格納庫内における航空機のけん引作業を担う責務を負うものとする。詳細は、別途都と協議するものとする。

(不服申し立ての教示)

第15 本件使用許可の決定に不服がある場合には、この決定があったことを知った日の

翌日から起算して3箇月以内に、東京都知事に対して審査請求をすることができる。

- 2 この決定については、前項の審査請求のほか、この決定があつたことを知った日の翌日から起算して6箇月以内に、東京都を被告として（訴訟において東京都を代表する者は東京都知事となる。）、処分の取消しの訴えを提起することができる。なお、前項の審査請求をした場合には、処分の取消しの訴えはその審査請求に対する裁決があつたことを知った日の翌日から起算して6箇月以内に提起することができる。
- 3 ただし、上記の期限が経過する前に、この処分（審査請求した場合には、その審査請求に対する裁決）があつた日の翌日から起算して1年を経過した場合は、審査請求をすることや処分の取消しの訴えをすることができなくなる。なお、正当な理由があるときは、上記の期間やこの処分（審査請求した場合には、その審査請求に対する裁決）があつた日の翌日から起算して1年を経過した後であっても、審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することが認められる場合がある。